

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、パナソニックマーケティングジャパン株式会社（所在地 大阪府大阪市）外 1 社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 7 月 18 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	大阪府大阪市中央区城見 2 - 1 - 6 1

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 7 月 18 日～令和 7 年 9 月 17 日（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、建設業許可部局である関東地方整備局長より 22 日間の営業停止処分を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町3-28-33

2. 指名停止措置期間： 令和7年7月18日～令和7年9月17日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分を受けた。

5. 措置理由

上記4.については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内